

児童手当制度のご案内



【支給対象児童について】

中学校修了前（満15歳の最初の3月31日）の、国内に居住する児童

【受給者について】

いずれかに該当する方に支給されます。

- ・児童を監護し生計が同一である父または母のうち、所得の多い方
- ・父母以外で児童を養育している方
- ・離婚協議中の場合やDV被害者の場合は、児童と同居している方

※ただし、次の場合は支給者が変わります。

- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合は、保護者ではなく施設長に支給
- ・公務員は、所属庁より支給

【必要な手続きについて】

お子さんが生まれた時、他の市町村から転入した時は、「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分から支給されます。

出生日、転入した日の翌日から15日以内に手続きが必要

手当月額について

対 象	手当月額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1・2子 10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上の場合	5,000円

です（公務員になった場合、公務員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です）。また、毎年6月に所得状況等を確認するために、全受給者は「現況届」の提出が必要です。

ではお問い合わせください。

【支給時期について】

原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

児童手当

「現況届」の提出について



児童手当を受けている方は、役場から送付された現況届に6月1日現在の状況を記入し、6月30日（水）までに提出してください。

提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

また、提出が遅れると10月の支給日に支給できなくなる可能性があります。

【提出書類】

①現況届（町より送付）

②受給者（保護者）の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し

※事業所名称が記載されていない場合は、写しの余白に事業所名をご記入ください。

③別居監護申立書

養育している児童と別居している場合は、別居監護申



立書を提出してください。支給対象でない中学校修了後の児童についても提出が必要な場合があります。

【提出先】

・住民生活課児童係

・熊石総合支所

住民サービス課

・落部支所

※郵送される場合は、左記へ送付してください。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

☎0137-62-2112

令和3年度 日本赤十字社 社資募集のお願い

日本赤十字社は、世界各国の赤十字社とともに、戦争や災害、病気などで苦しんでいる人々に救援の手をさしのべています。また、国内でも、地震、台風などによる被災者の救援活動や医療、献血、福祉など、幅広い分野で活動しています。人道を旗じるしに、皆さまの温かい善意にささえられています。赤十字活動資金においては、本年も募集を始めています。

今年度も募集活動の展開を予定していますので、赤十字の活動へのご支援とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。